

平成 30 年 5 月 1 日

事業主殿

熊野尾鷲労働基準協会長

伐木等の業務に係る特別教育の実施について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当協会の業務運営につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法第 59 条第 3 項では、労働者に「チェーンソーを使用し、伐木等の業務」に従事させる場合には、事業主が厚生労働省告示で定める科目、範囲及び時間数による特別教育を行うことを規定しています。

つきましては、本年も当協会と林業・木材製造業労働災害防止協会三重県支部熊野分会の共催により、下記のとおり実施いたします。

農林業・建設業等関係事業場におかれましては、当該作業に従事させる労働者を受講させられますよう、ご案内申し上げます。

記

- 1 日 時 平成 30 年 7 月 19 日(木) 午前 9 時 00 分から午後 6 時 00 分
平成 30 年 7 月 20 日(金) 午前 9 時 00 分から午後 6 時 00 分
※開講 10 分前にご来場下さい。
- 2 会 場 学科: JA 三重南紀 紀宝支店ハーモニーホール
(所在地: 南牟婁郡紀宝町成川 40)
実技: 紀和製材株式会社 (所在地: 南牟婁郡紀宝町鶴殿 2227)
- 3 教育科目 別紙の通り
- 4 受講料等 受講料(テキスト等含む)
(イ) 会員(労基協、林材防、建災防熊野) 1名 15,000 円
(ロ) 非会員 1名 17,000 円
- 5 受講定員 50 名(申込順に受け付けます)
- 6 申込期日 平成 30 年 7 月 2 日(月)迄に当協会に到着するようにして下さい。
- 7 受講申込方法 別紙申込書に受講料テキスト代等を添えて現金書留で郵送するか、又は直接持参してください。或いは、申込書を FAX 又は郵送して、受講料等は振込でも結構です。
なお、受講申込受付後の取消等による講習会費等の返金は事務処理上できかねますので、ご承知ください。但し、受講者の入れ替えには応じます。
- 8 修了証の交付 全時間、受講された方に林材防三重県支部より修了証を交付いたします。
- 9 受講の注意事項 実技の受講は、作業衣、保護帽、安全靴を着用して下さい。また、自社で使用のチェーンソーを持参して下さい。

申込先	〒519-4324 熊野市井戸町井土 351-2 熊野尾鷲労働基準協会 TEL 0597-85-3489 FAX 0597-89-7007
銀行振込を行われる場合の振込先 百五銀行熊野支店・普通(口座番号) 334767 熊野尾鷲労働基準協会	

講習日時・科目及び講師

	時 間	科 目	範 囲	講 師
第 1 日 目	8:50～	開講あいさつ		林材防三重県支部 熊野分会 事務局長 菘島 靖
	9:00～ 10:00	関 係 法 令	法令及び安衛則中の関係 条文	安全衛生指導員 並木 勝義 氏
	10:00～ (昼食休憩 を含む) 18:00	伐木作業に関する 知識	伐倒の方法、合図、退避 の方法、かかり木の処理 等	
		伐 木 の 方 法	大径木及び偏心木の伐木 の方法、かかり木の処理	
第 2 日 目	9:00～ (昼食休憩 を含む) 16:00	チェーンソーに 関する知識	チェーンソーの種類、構造 及び取扱いの方法	安全衛生指導員 山岸 敏則氏
		チェーンソーの点 検及び整備の方 法、目立の方法	同 左	
	16:00～ 18:00	振動障害及びその 予防に関する知識	振動障害の原因及び症状 振動障害の予防措置	